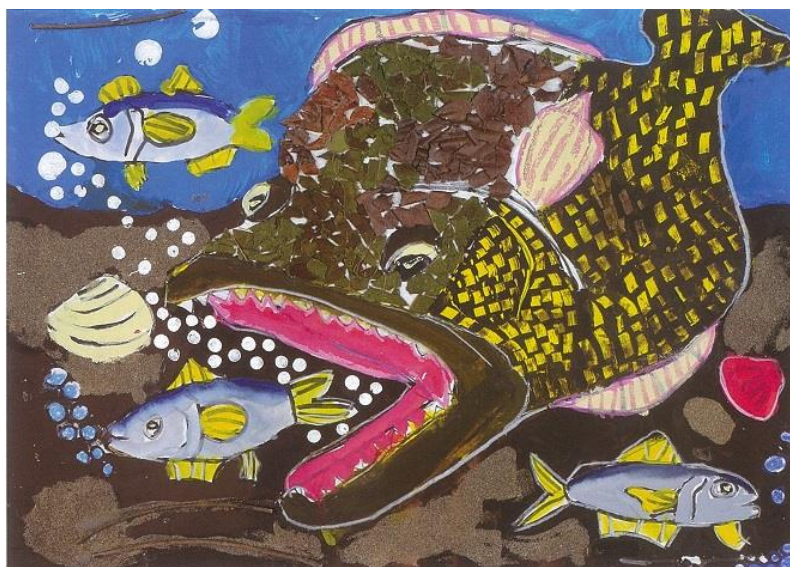


# 令和2年度事業計画



## 『食べられそうになるアジ』

令和元年度第16回全国博愛絵画展 博愛大賞受賞作  
福岡県直方市立 上頓野小学校5年 発知 聖奈 さん

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

# 目 次

□ 事業運営の基本方針	1
1 災害救護事業	3
(1) 救護要員の養成と総合防災訓練等への参加	3
(2) 原子力災害への対応力強化	3
(3) 災害医療コーディネートチームの能力強化	3
(4) 赤十字防災ボランティアの育成	3
(5) 救護装備及び救援物資の整備	4
(6) 災害被災者に対する緊急物資等の配布	5
(7) 防災に関するセミナーの開催	5
2 国際救援活動	5
3 臨時救護	6
4 赤十字看護師（救護員）の養成	6
5 赤十字の講習	6
(1) 救急法の講習	6
(2) 水上安全法の講習	6
(3) 健康生活支援講習	7
(4) 幼児安全法の講習	7
6 赤十字奉仕団	8
(1) 地域奉仕団	8
(2) 青年奉仕団	9
(3) 特殊奉仕団	9
7 青少年赤十字（J.R.C.）活動	9
(1) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター	10
(2) 九州ブロック青少年赤十字海外派遣事業（派遣国：ベトナム）	10
(3) 各種講習会等への指導者派遣	10
8 赤十字思想の普及	11
(1) 全国赤十字大会	11
(2) 九州八県赤十字大会	11
(3) 世界赤十字デー	11
(4) 広報活動	11
9 赤十字会員及び活動資金の増強	12
(1) 会員及び活動資金増強の重点事項	12
(2) 会費募集目標額	13
(3) 監査体制の強化	13
10 医療事業	14
(1) 平成31年度の経営方針	14
(2) 平成31年度の重点的取り組み	14
ア 第7次佐賀県保健医療計画への対応	14
イ 重点支援病院指定に伴う取組み	14
ウ 医師の確保対策	14
エ 看護師・助産師の確保対策	15
オ 救急医療・急性期医療体制への取組み	15
カ 小児・周産期医療体制への取組み	15
キ 地域がん診療連携拠点病院としての機能強化	15
ク 地域医療支援病院としての機能強化	16
ケ 経営健全化対策	16

# 令和2年度事業計画

日本赤十字社は、ジュネーブ条約、国際人道法の精神に基づいて、国際救援活動や災害救護活動をはじめ各種事業を国内外において実施しているが、今日、頻発する紛争・テロや大規模な自然災害等により日本赤十字社の人道的な諸活動に対する国民の期待は益々高まっている。

一方、急速な少子高齢化や社会構造の変化および経済状況の変化などに伴い、会員や活動資金は長期漸減傾向にある。

こうした中、日本赤十字社佐賀県支部では、令和2年度においても赤十字思想のさらなる普及浸透に努めるとともに、赤十字会員をはじめ地区・分区やボランティアなどのご理解とご支援をいただきながら、ニーズを的確にとらえ県民・国民の信頼と期待に応えられるよう効果的に事業を推進する。

以上のことを踏まえ、令和2年度は次の事業を計画・実施する。

## □事業運営の基本方針

### I 災害救護体制の充実・強化

気候変動の影響や首都直下、南海トラフにおける地震等の災害リスクをはじめ、テロや感染症の流行等のあらゆる災害は、頻発化、激甚化、広域化する傾向にある。

令和元年5月に策定された日本赤十字社長期ビジョンに掲げられた「災害時における支援の充実」を実現する令和2年～4年度第一次中期事業計画の1年目として、また令和元年8月豪雨災害の救護活動の経験を踏まえて、災害救護活動を一層迅速・効果的に実施できるよう救護員の資質向上を目指した研修や訓練を実施する。また、防災関係機関との連携を深め、災害救護体制の更なる充実強化を図る。

### II 防災教育事業の推進

日本赤十字社長期ビジョンに掲げられた「災害時におけるレジリエンスの強化」（注：レジリエンスとは人々が自らの力で災害等の脅威から立ち直る力の意味）を実現する令和2年～4年度第一次中期事業計画の1年目である。

一般・ボランティア向けの「赤十字防災セミナー」、青少年赤十字対象の「赤十字防災教育プログラム」や幼稚園・保育所の子どもたちを対象とした「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん」の3つのカリキュラムを用意して、平時から地域や教育現場における防災、減災の知識・技術の普及強化、行政等と連携した地域での講習普及等により、地域のレジリエンスの強化に取り組む。

### III 赤十字ボランティアの活性化

日本赤十字社長期ビジョンの運動基盤強化戦略に奉仕団等ボランティア主体の活動の充実が掲げられている。急速に変化する現代社会にあって、少子高齢化や

多発する災害の発生により、地域社会ではボランティア活動のニーズが年々高まっている。赤十字運動の担い手である赤十字ボランティアは、地域に精通しており、それぞれ独自のスキルや能力を有し、多様な経験をもった人材が多いことから、赤十字奉仕団支部指導講師とともに赤十字ボランティアの育成を行い、より一層赤十字運動への参加を促進する。

また、現在活動する赤十字奉仕団や個人ボランティアが、より主体的・積極的に活動できるよう奉仕団間での連携を深め、「佐賀県赤十字奉仕団委員長連絡会議」を通して、平時から顔の見える関係を構築しながら活動の活性化を図る。

#### **Ⅳ 会員の増強・活動基盤強化と広報活動の推進**

人口の減少および少子高齢化社会が進行する中で、赤十字事業を安定的に展開するための支援者およびその財源確保は喫緊の課題であり、会員管理システムの効果的運用を図りながら、法人会員の新規開拓のほか赤十字支援自動販売機の設置を推進するとともに、個人に対しては遺贈、クレジット・口座引落方式など新しい取り組みを強化する。

また、平成29年度に見直された会員制度の下、赤十字事業のより良い理解と支援を得るため、地域イベントの開催、広報紙およびホームページまたはソーシャルネットワーク、マスコミ等を有効活用し、適切な情報発信に努め、会員の増強と会費募集目標額の達成を図る。

#### **Ⅴ 支部・施設の総合力を活かした活動の実施**

県内の赤十字活動を束ねる支部と平成28年8月に移転新築し県北西部の中核病院としてその機能を強化した唐津赤十字病院、医療を支えるための血液事業を推進する佐賀県赤十字血液センターは、それぞれの資源と機能を最大限に活用できるように連携（※もっとクロス）し、県民のいのちと健康を守るための取り組みを推進する。

※もっとクロスとは、職員をはじめ赤十字に関わる一人ひとりが広報の役割を担い、赤十字の使命や身近な赤十字活動をわかりやすく人々へ情報発信していくこと。

## 1 災害救護事業

災害救護は赤十字の中核的な重要事業であり、日本赤十字社は災害対策基本法により指定公共機関として位置付けられ、災害救助法の定めるところにより災害発生時における医療救護等について、国、自治体に対する救助の協力義務が規定されている。

令和2年度は、東日本大震災や熊本地震、そして令和元年8月豪雨災害を受けて、今後予想される大規模災害に対応した救護体制の更なる充実強化を図るため、救護要員の研修、県内外の防災訓練等への参加、救護装備・物資の整備、防災ボランティアの育成等を図り災害発生に備える。

万一災害が発生したときは、支部防災業務計画に基づき、関係機関と連携した迅速・適切な救護活動を実施する。

### (1) 救護要員の資質向上と各種防災訓練等への参加

令和元年8月豪雨災害の救護活動の経験を踏まえて、本部要員は、支部災害対策本部運営訓練や情報伝達訓練、職種別(主事)研修を実施し、各種奉仕団員は、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を実施する。

また、救護班は、常備救護班要員研修会や九州八県支部合同災害救護訓練、全国救護班研修会を始め、県内の関係各機関が実施する総合防災訓練、原子力防災訓練、国民保護法に基づく訓練、航空機事故対策総合訓練等に積極的に参加し、計画的に資質向上を図る。

さらに、専門的な訓練を受けた災害派遣チーム(日本DMAT)として指定を受けている唐津赤十字病院のDMAT2個班は、広域災害に即した、より機動的な訓練を実施する。

### (2) 災害医療コーディネートチームの能力強化

被災地域で活動する自衛隊、消防、自治体及び各種災害支援団体と協働した活動の調整を実施するために整備している「日赤災害医療コーディネートチーム(4人編成)」の能力を高めるため、本社におけるチーム対象の研修会等に参加する。

### (3) 赤十字防災ボランティアの育成

災害時の救護活動や復旧・復興の支援活動を担う赤十字防災ボランティアの養成については、従来の基礎研修に加えて赤十字奉仕団員を対象としたボランティア・リーダーの養成を目指す研修体系に強化し、質の高いボランティアの養成を図る。

### (4) 救護装備及び救援物資の整備

災害発生時において、救護活動及び生活物資の支援活動が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な資機材、物資の整備、備蓄を計画的に行う。

## ○救護装備保有状況

(令和元年12月末現在)

在)

品名	数量	品名	数量
救急車	(1) 2台	発電機	4基
災害救援車	(3) 7台	投光器	4台
災害連絡車	3台	防雨ヘッドランプ	60個
救命胴衣	14着	防護用ゴーグル	60個
人工蘇生器	(1) 3組	折りたたみリヤカー	2台
医療セット	(2) 3組	折たたみ式机	4組
担架	22台	浄水器	1台
軽便寝台	(6) 30台	無線基地局(150MHZ)	3局
患者用毛布	420枚	DMA T資器材	(1)1セット
折りたたみ式舟艇	1艇	車載無線機(150MHZ)	26台
テント	58張	携帯無線機(150MHZ)	14台
エアーテント大	1セット	無線基地局(400MHZ)	1局
エアーテント小	1セット	車載無線機(400MHZ)	8台
簡単テント	22張	衛星電話(車載)	2台
救護所用大型テント	1セット	自動体外式除細動器(AED)	4台
NBC災害除染セット	(1)1セット	非常用炊き出し釜	24台

※( )は唐津赤十字病院配備の内書

## ○救援物資備蓄状況

(令和元年12月末現在)

品名	数量	品名	数量
毛布	1,043枚	安眠セット	380組
緊急セット	156個	乾燥米	1,091食
タオルケット	253枚	ブルーシート	203枚
バスタオル	245枚		

## ○令和2年度に新たに追加整備するもの

品名	数量
救護服(夏・冬)	各10着
災害用トイレ	1据

## (5) 災害被災者に対する緊急物資等の配布

火災、風水害による被災世帯に対し、次の基準により見舞金品を贈る。

ア. 家屋の全壊、流出、全焼の場合

(ア) 見舞品

- 毛 布 ……………1人1枚
- バスタオル ……………1人1枚
- 緊急セット ……………4人まで1個、5人以上2個

(イ) 見舞金

- 1世帯 ……………10,000円

イ. 家屋の半壊、半焼、床上浸水の場合

- 毛 布 ……………1人1枚
- バスタオル ……………1人1枚
- 緊急セット ……………4人まで1個、5人以上2個

**(6) 防災に関するセミナーの開催**

東日本大震災や熊本地震災害を契機として、地域住民の防災意識が高まっており、非常炊き出し、テント設営、救援物資や防災グッズの備蓄、救急救命法、応急手当などの講習会の要請が増加している。こうした防災ニーズに応えるため、平成28年から防災教育事業指導者を毎年2名ずつ養成し、地区・分区をはじめ行政機関や地域防災組織および赤十字奉仕団や防災ボランティアなどと連携した「赤十字防災セミナー」を開催する。

また、平成27年度から青少年赤十字加盟校の児童・生徒を対象に、平成30年度から幼稚園・保育所の子どもたちを対象に、防災教育プログラムが導入されており、子どもたちを含め地域に根差した「防災・減災」の普及を目指す。

開催計画は次のとおり。

○赤十字防災セミナー

対象	実施回数	受講者数
地域・学域・職域他	30回	3,000人

**2 国際救援活動**

本社との連携のもと、世界各地で頻発している地震や洪水などの大規模自然災害による被災者ならびに感染性疾患による患者の救済・支援、宗教や民族の対立等に起因する紛争やテロによる難民・被災者等への緊急支援はもとより、中長期にわたる復興支援及び発展途上国赤十字社の開発計画への支援等を実施する。

**3 臨時救護**

県、市町、公共的団体等が実施する各種スポーツ大会、イベントなどの行事が開催される際、参加者の安全を確保するため関係機関の要請を受けて救護班(員)



を派遣する。

## 4 赤十字看護師（救護員）の養成

佐賀県支部では、明治29年以降、赤十字看護師を養成して社会に送り、戦時救護活動、災害救護活動並びに本県の医療及び公衆衛生の普及向上に貢献してきたが、引き続き災害救護業務に従事する救護看護師を確保し、併せて医療施設において必要とする看護師の充足に資するため、日本赤十字九州国際看護大学で当支部看護学生奨学生を委託養成する。

養成数 7人

学校名	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
日本赤十字九州国際看護大学	2人	2人	1人	2人

## 5 赤十字の講習

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習の普及を図る。

### （1）救急法の講習

日常生活における事故防止や手当ての基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AED（自動体外式除細動器）を用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できるよう、最新の国際的ガイドラインや指針に基づいた講習を開催する。

### （2）水上安全法の講習

水の事故から尊い人命を守るために必要な泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法、着衣泳など、自分自身の安全を保ちながら、安心して水と楽しく関わるための知識と技術の普及を図る。

### （3）健康生活支援講習

健やかな高齢期を迎えるために必要な健康増進の知識や高齢者の自立支援に役立つ介護技術などの普及を図るとともに、災害時要援護者である高齢者の避難所での生活に焦点をあてた「災害時高齢者生活支援講習」を開催し、避難所生活における不安の軽減や、不自由な生活から高齢者を守るために必要な知識や支援技術を普及する。

#### (4) 幼児安全法の講習

子どもの尊い生命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故に対する事故防止と手当ての方法、家庭内での看病の方法に加え、災害時の乳幼児支援についての知識や技術を普及する。

各種講習会の開催計画は次のとおり。

##### ○ 救急法

対 象 (所要時間)	基礎講習 4時間(回)	救急員養成講習 12時間(回)	短期講習 (回)
地 域	1	1	15
学 域	5	5	25
職 域	2	2	30
そ の 他	5	5	10
計	13	13	80

##### ○ 水上安全法

対 象 (所要時間)	救助員養成講習Ⅰ 14時間 プール(回)	救助員養成講習Ⅱ 12時間 海(回)	短期講習 (回)
地 域	0	0	6
学 域	0	0	10
職 域	0	0	2
そ の 他	1	0	2
計	1	0	20

##### ○ 健康生活支援講習

対 象 (所要時間)	支援員養成講習 12時間(回)	短期講習 (回)
地 域	1	5
学 域	1	2
職 域	0	1
そ の 他	1	2
計	3	10

##### ○ 幼児安全法

対 象 (所要時間)	支援員養成講習 12時間(回)	短期講習 (回)
地 域	1	20
学 域	2	2
職 域	1	7

その他	0	1
計	4	30

## 6 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的使命に賛同する組織として赤十字事業を支えている。

赤十字奉仕団支部指導講師とともに赤十字ボランティアが主体的に赤十字事業に参画し、世代や分野を超えて連携し、職員と共にニーズに沿った活動ができる環境を整備するとともに、魅力ある活動の創出によってボランティアの活躍の場の拡大を図る。

なお、「佐賀県赤十字奉仕団委員長連絡会議」を中心として、県内の奉仕団同士の連携強化をすすめて、次の活動を協働・支援していく。

- ア 赤十字精神の普及と会員増強に関する活動
- イ 災害救護に関する活動
- ウ 救急法等講習普及に関する活動
- エ 青少年赤十字の普及、育成に関する活動
- オ 献血推進及び血液センター業務援助に関する活動
- カ 地域における高齢者支援のための活動

### (1) 地域奉仕団

地域赤十字奉仕団は、地区・分区内の地域婦人会から結成されており、県内34団、登録団員数5,247人（平成31年3月末現在）が登録されている。地域内における赤十字事業の推進役として、災害時の炊き出し、福祉施設の訪問活動、赤十字精神の普及と会員募集等さまざまな奉仕活動を実施している。

地域赤十字奉仕団は、赤十字奉仕団の中で最も大きい組織であり、また、県内各地区・分区にあって、災害が発生した場合など機動的に活動する赤十字の要となる組織であることから、今後とも県地域婦人連絡協議会と密接に連携を保ちながら、団員の確保及び活動の充実強化を図っていく。

- ア 赤十字ボランティア基礎研修会 3回
- イ 全国赤十字奉仕団中央委員会（日赤本社） 1人
- ウ 九州ブロック奉仕団委員長会議（福岡県） 1人

### (2) 青年奉仕団

これからの赤十字活動の活性化を図るため、若年層に対して如何に赤十字運動に対して関心を持ってもらい、活動に参加してもらうことができるかが重要

である。佐賀県支部では、青少年赤十字活動からの継続性に重点を置き、今後も青年奉仕団員の増強に努めるとともに、次のとおり研修会等へ適任者を派遣する。

ア 赤十字ボランティア基礎研修会	1回
イ 青年赤十字奉仕団全国協議会（東京都）	1人

### （３）特殊奉仕団

本県支部管内には、専門的な能力や特性を生かした奉仕活動を行う組織として「救急法奉仕団」「水上安全奉仕団」「幼児安全法奉仕団」「無線奉仕団」「特殊輸送奉仕団」「看護奉仕団」「赤十字奉仕団しゃちの会」「赤十字奉仕団ほっと」「青少年赤十字賛助奉仕団」「赤十字飛行隊佐賀支隊」があるが、赤十字事業の普及発展のため、奉仕団の主体的な活動の強化と奉仕団同士の連携が構築できるように努めるとともに、各奉仕団が自主的に行う防災訓練等への参加、各種講習会へ講師としての参加、研修会への適任者の派遣等の活動を支援する。

ア 防災訓練等への参加	3回
イ 無線通信訓練	2回
ウ 救急法（救急員養成・短期）講習会	106回
エ 水上安全法（救助員養成・短期）講習会	21回
オ 臨時救護ボランティア	7回
カ 幼児安全法（支援員養成・短期）講習会	34回
キ 「ほっと」による高齢者施設でのボランティア	100回

## 7 青少年赤十字（JRC）活動

青少年赤十字活動は、小・中・高等学校及び幼稚園・保育園の教育活動の中で児童・生徒等が赤十字を正しく理解し、一人ひとりが「気づき・考え・実行する」の態度目標のもと、赤十字活動に参加することにより、命と健康を大切にする望ましい人格と精神を自ら作りあげ、将来世界の平和と人類の幸せに尽くすことができ、立派な人材に育つことを目的に行なわれている赤十字の重要な活動である。

特に、平成27年度からは「まもるいのち、ひろめるぼうさい」をスローガンに、児童・生徒を対象とした防災教育プログラムが導入されており、今年度も効果的な普及に努める。また、平成30年度には、幼稚園・保育園の防災教育教材「きけんはっけん」が作成されており、これについても効果的な普及に努める。

今後も青少年赤十字指導者協議会及び青少年赤十字賛助奉仕団並びに地域赤十字奉仕団と連携を密にし、青少年赤十字及び防災教育普及のための指導者を育成するとともに、教育行政機関の協力を得て積極的に加盟勧奨を行なうよう努める。

### (1) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター

小・中・高等学校において、青少年赤十字活動をはじめ学校生活でのリーダーを養成するため各学校から推薦された青少年赤十字メンバーを対象に「北山少年自然の家」でリーダーシップ・トレーニング・センターを実施する。

- 小学校の部 40人
- 中学校の部 100人
- 高等学校の部 40人

### (2) 九州ブロック青少年赤十字海外派遣事業（派遣国：ベトナム）

※事業のあり方を検討する期間となるため令和2年度は開催なし

### (3) 青少年赤十字スタディー・センター

全国各都道府県支部管内における高等学校青少年赤十字活動の中心となるリーダー養成をめざすために日赤本社主催で毎年開催されている。本県からもリーダーシップ・トレーニング・センター修了者の中から2名の高校生メンバーを参加させる。

### (4) 各種講習会等への指導者派遣

- ア 全国青少年赤十字指導者協議会総会（東京都）……………1人
- イ 全国青少年赤十字賛助奉仕団総会（福島県）……………1人
- ウ 全国青少年赤十字指導主事対象青少年赤十字研究会（東京都）…2人
- エ 九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会（沖縄県）……………2人
- オ 九州ブロック青少年赤十字指導者協議会長並びに事務担当者合同会議  
※隔年開催となったため、令和2年度は開催なし
- カ 青少年赤十字加盟校校長等研修会（メートプラザ佐賀）……………100人
- キ 佐賀県青少年赤十字指導者育成研修会（龍登園ホテル）……………20人
- ク 佐賀県青少年赤十字指導者協議会理事研究会（龍登園ホテル）……………23人
- ケ 青少年赤十字加盟登録式へ講師（賛助奉仕団員）の派遣…延べ20人
- コ 指導者協議会・賛助奉仕団による加盟促進のための学校等訪問……………延べ5人

## 8 赤十字思想の普及

### (1) 全国赤十字大会

日本赤十字社の創立記念日である5月1日から1ヵ月間展開される「赤十字運動月間」中に、明治神宮会館（東京都）において、名誉総裁皇后陛下をはじめ名誉副総裁各宮妃殿下をお迎えし、全国の赤十字関係者約2,000人が参加して全国赤十字大会が開催されるので、当支部から本社理事、受章者代表、特別社員及び地区・分区役職員等20名が出席する。

## (2) 九州八県赤十字大会

九州八県が毎年持ち回り当番で開催している「九州八県赤十字大会」を令和2年度は大分県で開催する。この大会は、赤十字事業の推進に多大な功労があった方々を顕彰し、併せて赤十字思想の普及と会員の増強を図り、社業の発展を期することを目的として開催され、例年、日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下のご臨席を得て、九州各県の赤十字関係者一千数百人が一堂に会する。

大会では、新たに「有功章特別社員」になった個人・法人与「金色有功章」を受章後更に高額の事業資金の協力者に対し、宮妃殿下からの有功章のご授与や日本赤十字社社長から感謝状の贈呈が行われる。

## (3) 世界赤十字デー

国際赤十字連盟では、赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕日である5月8日を「世界赤十字デー」と定めており、この日を中心に世界各国でさまざまな記念イベントが開催されている。佐賀県支部では、5月に広報活動を集中して実施するほか、県内各会場において、近年ニーズが高まっている「赤十字防災セミナー」を年間を通して計画的に開催する。

## (4) 広報活動

人道的使命に基づき内外で展開している赤十字活動を、多くの県民が理解し引続き支援していただくためには、広報活動の充実が重要である。

特に今日、大規模自然災害等の頻発により、県民の日本赤十字社の活動に期待が高まっている一方で、赤十字の実施する事業の透明性や説明責任が求められている。

このため、赤十字の目的や事業内容の情報を県民に具体的に伝えることが重要であり、広報キャンペーンテーマ「救うことを続ける」に基づき、支部・施設が一体となり理解を深めていただくよう、次のような広報活動を展開する。

ア 支部の広報紙「赤十字さが」を年2回、42,000部発行する。

また、本社が毎月発行している「赤十字NEWS(新聞)」2,000部を、地区・分区並びに赤十字事業協力者などに配布し、赤十字事業の紹介や普及活動に努める。

イ 赤十字事業を紹介するとともに、会員への新規・継続加入等呼びかける広報用チラシ約350,000枚を作成し、5月の「赤十字会員増強運動月間」中に県下の全世帯に配布する。

ウ 管下施設横断の「3施設合同広報委員会」を活性化させ、イベントの企画や広報媒体の作成など県内赤十字活動を一体的に広報する。

エ 支部所有の赤十字事業紹介用パネル、DVD、ビデオテープなどを、地区・分区並びに青少年赤十字加盟校等の要請に応じて貸し出す。

オ テレビ、ラジオの放送局並びに新聞社等の積極的な協力を得るため、各機関に広報用の情報を提供する。

カ 県や市町広報紙に赤十字会員増強運動月間や赤十字事業等の紹介記事を掲載してもらうため広報依頼を積極的に行なうほか、支部ホームページを随時更新し情報の提供を行なう。

キ 各市町において開催される防災訓練やイベント等に合わせて、地区・分区と共催で赤十字事業紹介コーナーを設けて広報活動を行なう。

ク フェイスブックやインスタグラムなどのソーシャルメディアを積極的に活用する。

ケ 企業とのコラボレーションによる赤十字の周知活動を行なう。

## 9 赤十字会員及び活動資金の増強

人道的使命を達成する日本赤十字社の多岐にわたる事業は、組織と財政の基盤である「会員」の皆様が拠出していただく「会費」によって支えられている。このため、支部と地区・分区が一体となり、5月の「赤十字運動月間」を中心に赤十字事業の普及・啓発活動を重点的に展開する。

また、厳しい経済状況の中ではあるが、法人会員の増強を図るため、より効果的なダイレクトメールや支部職員の訪問活動による働きかけを計画的かつ積極的に推進し、その拡充を図るとともに、「佐賀県赤十字有功会」と連携し、新たな「有功章特別社員」の確保に努める。

### (1) 会員及び活動資金増強の重点事項

#### ア 赤十字支援マークの活用

社会貢献活動の一環として赤十字に継続的に協力する企業・団体に対し、支援活動を公にできる赤十字支援マークの使用を積極的に働き掛ける。

#### イ 遺言信託等に関係した募集の推進

遺贈・相続財産寄付等のポスター、パンフレットおよびチラシを信託銀行や弁護士会、司法書士会など多くの関係先に紹介配付し、情報提供や協力を依頼する。

#### ウ 赤十字支援型自動販売機の設置による継続的寄付金確保の推進

社会貢献策の一つとして赤十字支援型自動販売機の設置を積極的に広報し、公共施設、職域、学校、建設現場などで広く活動資金の継続的な確保に努める。

#### エ 口座振替、クレジットカード決済による活動資金募集

地区・分区、ホームページ、フェイスブック等で広報し、口座振替、クレジットカード決済による新たな赤十字会員と活動資金を確保する。

## (2) 会費募集目標額

地区・分区で取りまとめられている一般会費は、評議員会の承認を受け、平成10年度から一世帯600円を目標額と定めている。この地区・分区から寄せられる会費（一部法人会費を含む）は、全活動資金の約8割を占め、支部事業財政の根幹を成しており、支部の赤十字事業推進には今後とも 一世帯600円の目標額達成は不可欠である。

このため、地区・分区管内の自治会、町内会ならびに赤十字奉仕団員等と密接な連携を図り、会費募集目標額達成に努めていく。

また、平成27年国勢調査の結果に基づく各市町の会費募集目標世帯数を算出し、平成29年度から平成33年度までの会費募集目標額を以下のとおり設定した。

さらに、令和3年度に佐賀県支部が開催当番となる九州八県赤十字大会のための社資募集を令和2年度から強化する。

(円)

区 分	地区・分区扱	支 部 扱	計
一 般 会 費	135,481,000	9,062,000	144,543,000
法 人 会 費	1,221,000	14,826,000	16,047,000
合 計	136,702,000	23,888,000	160,590,000

## (3) 監査体制の強化

日本赤十字社は、会員等から寄せられる活動資金でその付託に応える人道的な事業を推進しているが、その資金の使途や業務の透明性をいっそう確保する必要がある。

そこで、令和元年度から国際会計基準に基づく外部監査（監査法人による会計監査）を全社的に導入しており、適切な内部統制体制を確立するため、その監査体制の強化を図っていく。



## 10 医療事業

### (1) 令和2年度の経営方針

本年度も前年度に引き続き、「第7次佐賀県保健医療計画」及び「公的医療機関等2025プラン」に基づき、北部医療圏における当院の役割である高度急性期及び急性期医療の機能充実を図る。

また、平成30年7月に、日本赤十字社（以下日赤本社）から重点支援病院の指定を受けた。これは日赤本社の支援病院選定要件の1つである「業務活動キャッシュフロー3年平均に基づく要収益返済借入期間がマイナスである医療施設」に該当したためである。この重点支援病院の指定解除を喫緊の課題とし、医業収益の増加に努めるとともに、人件費をはじめとして費用の適正化について取り組む。

なお、令和2年度診療報酬改定では、診療報酬本体で0.55%引き上げとなり、医療従事者の負担を軽減し、医師等の働き方改革を推進していく。

また、患者・国民にとって身近であるとともに、安心・安全で質の高い医療の実現が求められることから、当院でも様々な面においてより良い環境整備を進めていく。

### (2) 令和2年度の重点的取組み

#### ア 第7次佐賀県保健医療計画への対応

第7次佐賀県保健医療計画では、5疾病5事業および在宅医療について重点的に取組みを推進することに加えて、将来にわたり効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムづくりを目指す「地域医療構想」の実現に向けた進捗管理、体制整備を推進することとなっている。

そのため当院においても、地域救命救急センターを中心とした急性期病院としての役割を果たすとともに、地域内連携の強化に努め、北部医療圏の地域完結型医療・介護連携提供体制構築の一翼を担うべく努めていく。

また、医師確保及び院内の体制整備を進め「地域がん診療連携拠点病院」の機能維持、「地域周産期母子医療センター」指定へ向け努力していく。

#### イ 重点支援病院指定に伴う取組み

日赤本社の支援のもと、当院で作成した経営健全化計画に基づき、経営改善に取り組んでいく。

また、予算書に基づいた新入院患者数等を中心とした各月の目標数値に対し、当院から提出する月次決算との乖離状況について、日赤本社が重要業績評価指標によるモニタリングを行うことから、目標数値の達成を目指す。

なお、業務活動キャッシュフロー改善に向けては、収入の増加が不可欠であり、新入院患者の確保に努めるとともに、平均在院日数の短縮と診療単価の向上を目指す。

また、平均在院日数の短縮は、今後予測される医療受療動向の変動にも対応できるものであり、北部医療圏の機能別の病床数を考慮しても優先的に取り組むべき課題である。

#### ウ 医師の確保対策

医師の地域間や診療科間における偏在や、昨今の新専門医制度や働き方改革などにより、医療を取り巻く環境が変化してきているが、当院においては長期ビジョンに立った医師確保対策が功を奏し、ある程度安定感のある診療部が編成できている。

しかしながら、産婦人科・小児科・救急科等の医師がいまだに不足していることから、佐賀大学・九州大学・福岡大学・久留米大学に対して医師派遣を要請するとともに、県や唐津市および医師会に協力をお願いするなど、医師確保に向け積極的な働きかけを行う。

また、当院が積極的な救急医療等急性期医療を展開する上で優秀な医師の育成・確保が重要なことから、基幹型臨床研修医および協力型臨床研修医の確保に努める。

## エ 看護師・助産師の確保対策

「急性期一般入院料1」（旧7対1入院基本料）の体制維持と「地域救命救急センター」、「地域連携小児救急センター」の機能充実に向けての看護師確保については、一定の目途が付いたことから、今後は欠員等の補充中心の採用に移行し、採用後のキャリアアップのための研修制度、働き方改革などを充実させ離職率のさらなる低下に努める。

## オ 救急医療・急性期医療体制への取組み

「地域救命救急センター」の機能と限られた医療資源を最大限に活用し、行政、消防等の関係機関や地域の医療機関との連携に努め、北部医療圏の中核病院として救急医療を担っていく。

また昨年度から、唐津市消防本部より週2回救急隊員2名が当院へ派遣され、多重事故等の医師搬送事案が発生した際に救急医を現場へ出動させる救急ワークステーションを開設しており、今年度も積極的な救急体制の充実を図る。

## カ 小児・周産期医療体制への取組み

「地域連携小児救急センター」による一次救急医療の提供と、当院が担当する二次救急医療の連携が形成され、今後も将来にわたって持続可能で安定した小児救急医療体制が構築できるよう行政、医師会と協力し取り組んでいく。

また、産婦人科医師は現在3名体制となっているが、ハイリスク分娩のみならず正常分娩を地域で安心して行えるような周産期医療を確立するためには産婦人科医師の増員は不可欠であり、医師確保に向けて唐津市、医師会と協力しながら引き続き大学等関係機関に積極的に働きかけを行う。

## キ 地域がん診療連携拠点病院としての機能強化

手術、化学療法、放射線治療、緩和医療および相談業務を強化し、安心かつ質の高い医療の提供体制を目指し、かかりつけ医との協力体制の強化にも努めていく。

## ク 地域医療支援病院としての機能強化

「紹介を断らない」をモットーに院内での情報交換を密にし、紹介患者のスムーズな受け入れが出来るよう努め、かかりつけ医との連携を推進していく。

佐賀県診療録地域連携システム（ピカピカリンク）に関しては開示項目を拡充し医療資源の効率的活用が促進されるよう推進していく。

近年、当院において実施しているPFM<sup>※1)</sup>をさらに推進し、入院前から退院調整を管理し、安心・安全な医療の提供を行っていく。

## ケ 経営健全化対策

※2)

### (ア) 経営手法の確立（BSC）

- ・ BSCを活用することで、中長期的な方針、計画およびビジョンの浸透と共有を図りながら、全職員の意識の方向性を合わせ、各部門・部署が自ら考え、行動、実践できる組織風土の構築を目指していく。
- ・ 日赤本社によるモニタリング実施に伴い、重要業績評価指標をBSCに組み込むことで、病院方針の職員への周知徹底を促していく。
- ・ BSCの進捗管理として、院長ヒアリングを実施することで、各部署と病院幹部との意見交換を促進し、効率的な業務改善につなげていく。

### (イ) 収入対策

※3)

- ・ DPC入院期間 I・IIの期間内の退院を推進し病床回転率を上げ、短期的には診療単価の増加を目指し、中長期的には、高度急性期および急性期病床の確保と有効利用に努める。
- ・ DPCの傷病名コーディングにあたっては、「詳細不明・部位不明コード」について、コード使用の抑制を図る対策を徹底する。
- ・ 地域の医療機関との連携をさらに強固なものとし、紹介患者は断らず、新入院患者を確保する。
- ・ 令和2年度の診療報酬改定では、看護必要度の患者割合・評価項目の厳格化が予測されるとともに、救急医療管理加算についても算定要件が厳しくなりそうなことからそれらを注視するとともに対策を考慮する。
- ・ 未収金対策については、医事課担当者およびソーシャルワーカーとの連携を強化し発生の防止、発生後の連絡の強化を行い、未収金の防止に努め未収金残高の削減を図る。

### (ウ) 支出対策

- ・ 人件費、委託費の適正化を喫緊の課題とし、病院機能、医業収益に見合った人員配置を徹底する。
- ・ 建物に適したエネルギー管理をさらに推進し、光熱水費削減を図る。
- ・ DPC/PDPS<sup>※3)</sup>データを活用したベンチマーク分析をもとに、診療材料等、医療資源の効率的な投入を図り、支出の削減に努める。
- ・ 医薬品、診療材料等について、日本ホスピタルアライアンス（NHA）や日赤本社の共同購入制度を積極的に活用し、さらなる費用削減に努めていく。
- ・ コスト削減と歩調を合わせ、SPD（院内物流管理）システムのチェックを続けるとともに、在庫管理の徹底、より安価な代替品<sup>※4)</sup>を導入するなど支出の抑制に努める。

※1) PFM

「Patient Flow Management」の略称。

予定入院患者の情報を入院前に把握し、問題解決に早期に着手すると同時に、**病床**の管理を効率的に行うことなどを目的とする**病院内**の仕組み。

※2) BSC

「Balanced Score Card (バランスト・スコアカード)」の略称。

戦略マネジメントシステムの一つ。病院幹部が立てた戦略を各部署の実務レベルまで落とし込み、全職員が戦略を共有し、意識の方向性を合わせるための仕組みのこと。

※3) DPC/PDPS

「Diagnosis Procedure Combination/Per-Diem Payment System (診断群分類を用いた1日当たり包括支払方式)」の略称。

DPCとは病名や診療内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数で入院診療費を計算する方式である。(診断群分類)

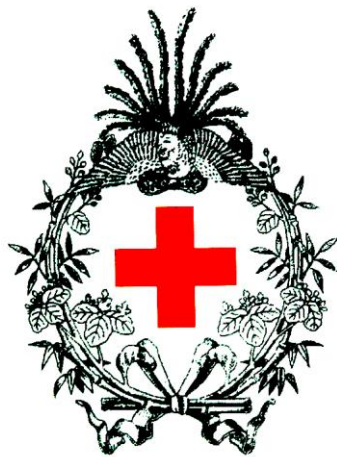
旧来の診療報酬制度では入院・外来ともに出来高報酬であったが、平成15年度より急性期医療に係る入院診療費についてはDPC/PDPSが導入された。

入院診療費は包括評価部分と出来高評価部分で構成され、この包括評価部分をDPCに基づいて算定を行う。

DPCの症例ごとに標準入院日数が設定されており、また段階的に1日当たりの診療報酬が引き下げられていく制度なので、長期の入院になるほど1日当たりの診療単価が安くなる。

※4) SPD

「Supply Processing Distribution」の略称。医療現場の要望に、よりの確に医療消耗品等を各部署に供給し、過剰在庫の解消、請求・発注業務の軽減、保険請求漏れを防止し、病院経営をサポートするシステムである。



「人間を救うのは、人間だ。」

- 日本赤十字社佐賀県支部  
〒840-0843  
佐賀市川原町2番45号  
TEL 0952-25-3108 FAX 0952-25-
- 唐津赤十字病院  
〒847-8588  
唐津市和多田2430  
TEL 0955-72-5111 FAX 0955-72-
- 佐賀県赤十字血液センター  
〒849-0925  
佐賀市八丁畷町10番20号  
TEL 0952-32-1011 FAX 0952-32-